

東京都内の社会福祉法人役職員の皆様へ

今こそ社会福祉法人がその力を発揮するとき



## 中間的就労の取組みが求められています

社会福祉法人の連携による地域公益活動

# 「はたらくサポートとうきょう」に参加しよう！

● 私たちと共に ●  
はたらく経験が  
ひとりの人生を変える  
きっかけになるかも  
しれません

● ひとりの方への ●  
はたらく場の提供が  
私たちの福祉力を高める  
きっかけになるかも  
しれません

● 社会福祉法人だから ●  
できる  
支えがあります



# はたらくサポートとうきょうのしくみ

## 社会福祉法人の連携による地域公益活動

既存の福祉サービスに限らず、制度の狭間の課題等に対応するため、「東京都地域公益活動推進協議会」を設置し、下記の「3つの層の取組み」による地域公益活動を推進しています。

- ①各社会福祉法人の取組み
- ②区市町村域で種別を超えたネットワーク化と連携による取組み
- ③東京都全域の連携による取組み ← 「はたらくサポートとうきょう」はこの取組み

## はたらくサポートとうきょう（中間的就労推進事業）とは？

### 理 念

はたらきたいけれど、はたらきにくいすべての人に対して、その人に合わせたはたらき方を考え、はたらく場を提供し、支え、ともにはたらくことをめざす

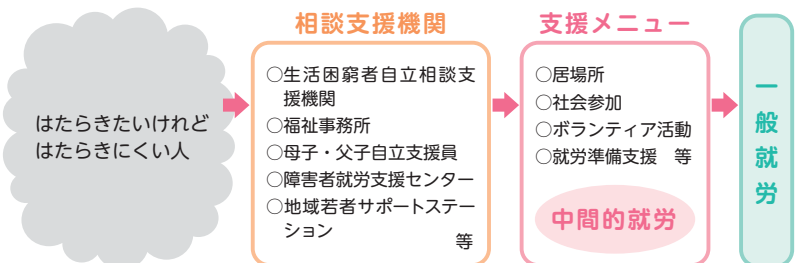
社会福祉法人の事業所が「はたらく場」を提供し、相談支援機関等と共に支援します。また、東社協は、就労支援担当者の研修、マッチングのための情報提供等、各事業所をサポートし、東京全体の取組みを推進していきます。

### 「中間的就労」とは

- 一般就労と福祉的就労の間に位置する就労形態



- 制度の狭間の課題の解決に向けた支援の一つ



中間的就労として「はたらく場」がほとんどない現状  
社会福祉法人の事業所で中間的就労の受け入れができないか

## はたらきたいけれどはたらきにくい人とは

ひきこもり、DV被害等により長期間働いた経験がなかった方、本人の心身の状況等により一般就労が困難な方、高齢者、生活困窮者、生活保護受給者 等が考えられます。

## 「はたらく人」の仕事

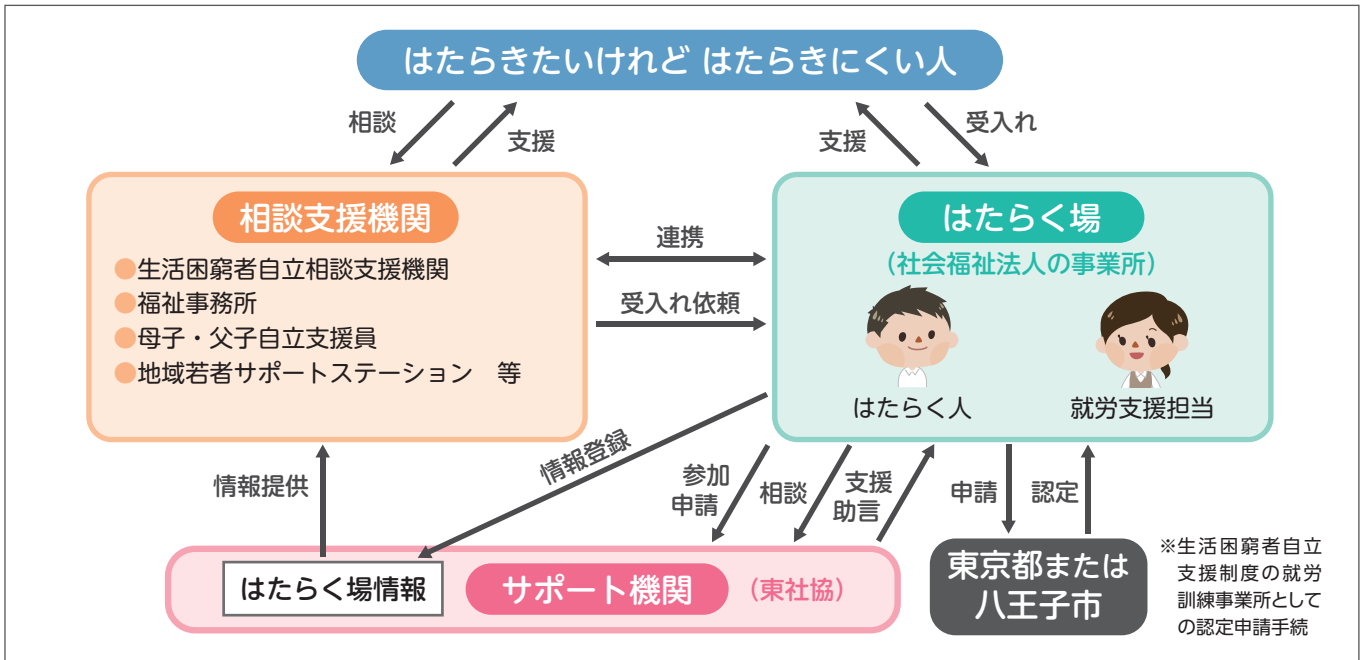
各事業所で現在の仕事を見直し、「はたらく人」の仕事の切り出しを行います。

- ◆職員がそれぞれ行っていたことをまとめて一人の仕事にする  
(例：シュレッダー業務、名刺作成、施設内の装飾等)
- ◆施設環境整備等の頻度を見直す(例：清掃、植栽の水やりの回数増等)
- ◆職員の業務を分けて一部を引き継ぐ(例：シーツ交換、下膳等)

例えば

## 社会福祉法人だからこそできる取組みとして

社会福祉法人の事業所には、「人を支えることを専門とする職員の存在」、「はたらく場としての機能」があります。社会福祉法人だからこそできる「はたらく場」の提供と支援があると考えます。



## 生活困窮者自立支援制度の就労訓練事業における社会福祉法人への期待

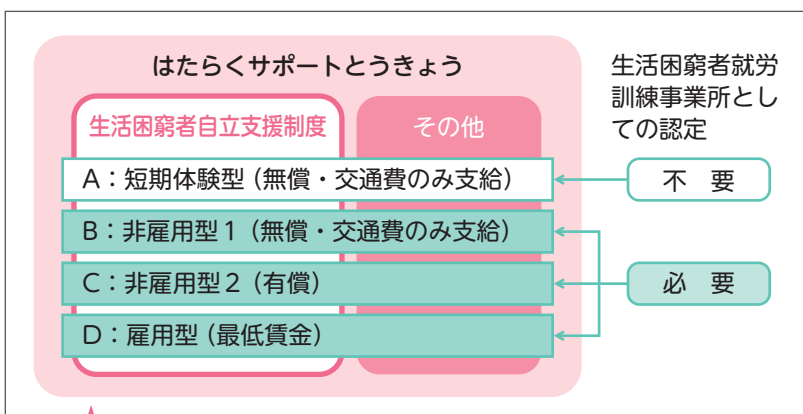
平成27年4月から、「生活困窮者自立支援制度」が開始されていますが、ひきこもり状態だった方など、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があります。また、多くの状況です。

生活困窮者自立支援制度では、このような方を受入れる就労訓練事業（いわゆる中間的就労）に対する公費による助成等はなく、受入れ先がほとんどない状況で、社会福祉法人等の自主的な受入れが期待されています。

## 「はたらくサポートとうきょう」への登録と就労訓練事業所としての認定

「はたらくサポートとうきょう」は、東京都地域公益活動推進協議会が独自に実施する事業ですが、その中で、生活困窮者自立支援制度に基づく認定就労訓練事業所としての役割を果たし、合わせて、他の相談支援機関の相談者も含めて「はたらく場」を提供し、支援しようとするものです。

## 「はたらき方」（就労形態）と就労訓練事業所としての認定



まずは「A 短期体験型」で取組んでみませんか！

「はたらく場情報」を登録する際に受け入れ可能な就労形態を登録していただきます。

無償や最低賃金以下の有償で「はたらく場」を提供するしくみを進めるなか、各事業所が適切な受入れ体制で支援し、それを対外的にも示せるようにする必要があります。

継続的な就労となる就労形態B、C、Dの受入れを行う場合には、生活困窮者自立支援制度による就労訓練事業所として、行政の認定を受ける必要があります。

## 「地域における公益的な取組」は社会福祉法人の責務

- 社会福祉法改正により、地域における公益的な取組を実施する責務として、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない」と規定されています。
- 東京都内の社会福祉法人による地域公益活動を推進するため、平成28年度「東京都地域公益活動推進協議会」を設置しました。
- 「はたらくサポートとうきょう」は東京都地域公益活動推進協議会がよびかけて、「地域における公益的な取組」として推進・実施します。

## 「はたらくサポートとうきょう」に参加するには

- 東京都地域公益活動推進協議会にまずはご相談ください。

### 具体的な手順

- 1 「はたらくサポートとうきょう 参加申請書」を東社協に提出
- 2 就労支援担当者の連絡会や研修会に参加
- 3 「はたらく場情報登録シート」に受入れ事業所の情報を記入して東社協に提出⇒情報を登録
- 4 受入れスタート

※継続的な就労となる就労形態B、C、D型の受入れを行う場合は、東京都（八王子市内の事業所は八王子市）に生活困窮者自立支援制度の就労訓練事業所としての認定申請を行います。

## 法人として先に「生活困窮者自立支援制度」による就労訓練事業所の認定申請を進めることもできます

「はたらくサポートとうきょう」の申請手続きよりも前に、生活困窮者自立支援制度による就労訓練事業所の認定申請を行うこともできます。

※詳細は、東京都福祉保健局ホームページ「生活困窮者就労訓練事業の申請について」を参照

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/seikatsukonnkyuu/seikatsusyuurou.html>

## 今後の予定など

東社協ホームページで情報提供していきます

……… <https://www.tcsw.tvac.or.jp/koueki/index.html>



お問い合わせ先

発行：東京都社会福祉協議会 東京都地域公益活動推進協議会

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 福祉部 経営支援担当

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1

Tel 03 (3268) 7192 Fax 03 (3268) 0635